

第 8 6 号 議 案

足立区暴力団排除条例

上記の議案を提出する。

平成 2 4 年 9 月 2 1 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区暴力団排除条例

(目 的)

第 1 条 この条例は、足立区（以下「区」という。）における暴力団排除活動に関し、基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって区民の安全で平穏な生活を確保し、及び事業活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。
- (4) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有し、通勤若しくは通学し、又は滞在する者をいう。
- (5) 事業者 事業（その準備行為を含む。以下同じ。）を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人をいう。
- (6) 暴力団排除活動 暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより区民の生活又は区内の事業活動に生じた不当な影響

を排除するための活動をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団排除活動は、暴力団が区民の生活及び区内の事業活動に不当な影響を与えるものであるという認識の下に、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、区民、事業者、区及び警察その他関係機関の連携及び協力により推進するものとする。

（区の責務）

第4条 区は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

（区民等の責務）

第5条 区民及び事業者（以下「区民等」という。）は、基本理念に基づき、区が推進する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 区民等は、基本理念に基づき、暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

3 区民等は、暴力団排除活動に資すると認められる情報を得たときは、区又は警察その他関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（区の契約等における暴力団排除措置）

第6条 区は、公共工事その他の区の事務又は事業により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、区が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「区の契約」という。）に関し、入札への参加を制限する等、必要な措置を講ずるものとする。

2 区は、区の契約及び公共工事における区の契約の相手方と下請負人との契約等区の事務又は事業の実施のために必要な区の契約に関連する契約に関し、暴力団関係者を相手方としないために必要な措置を講ずるものとする。

（補助金等の交付等における暴力団排除措置）

第 7 条 区は、区が行う補助金等（補助金、負担金、利子補給金、その他の給付金で相当の反対給付を受けないものをいう。）の交付又は貸付金の貸付けが暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとならないよう、必要な措置を講ずるものとする。

（公の施設における暴力団の排除）

第 8 条 区長若しくは教育委員会又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者で、区が設置する公の施設（以下「施設」という。）の利用の承認を行う者は、施設の利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるときは、施設の利用を承認せず、又は利用の承認を取り消すことができる。

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第 9 条 区民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し、暴力団員を利用し、又は自己が暴力団と関係があると認識させて相手方を威圧する等、暴力団の威力を利用してはならない。

（利益の供与の禁止）

第 10 条 区民等は、暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（広報及び啓発）

第 11 条 区は、区民等が暴力団排除活動の重要性について理解を深めることにより、暴力団排除活動の機運が醸成されるよう、広報及び啓発を行うものとする。

（区民等に対する支援）

第 12 条 区は、区民等が暴力団排除活動に自主的に、かつ、相互に連携及び協力をして取り組むことができるよう、情報の提供、助言、指導その他の必要な支援を行うものとする。

（ 青少年教育等に携わる者に対する支援 ）

第 1 3 条 区は、青少年（ 1 8 歳未満の者をいう。以下同じ。 ）の教育又は育成に携わる者が、暴力団の排除の重要性について認識し、青少年が暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするために、青少年に対し指導、助言その他の必要な措置を講ずることができるよう、情報提供その他の必要な支援又は協力を行うものとする。

（ 情報の提供 ）

第 1 4 条 区は、この条例に基づく暴力団排除の措置のために必要があると認めるときは、区が保有している個人情報のうち必要と認めるものを警察その他の関係機関に提供することができる。

（ 委任 ）

第 1 5 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この条例は、平成 2 4 年 1 1 月 1 日から施行する。

（ 提案理由 ）

暴力団の排除を推進するため、暴力団排除活動に関する基本理念、区及び区民等の責務等を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。